

令和8年度 大阪府「多様な働き方導入モデル事業」  
週休3日制導入モデル事業者 募集要項

## 1. 目的

本事業は、介護業界全体で喫緊の課題となっている介護人材の確保・定着対策のため、介護施設・事業所における週休3日制の導入を柱とした働き方改革の実現に向けた支援を行うことにより、働きやすい職場環境を整備することで、職場定着の促進、離職率の低減、さらには新たな人材の確保を図るものである。

また、週休3日制の導入を柱とする働き方改革が、介護人材の確保・定着対策として有効であるかを検証するものである。

## 2. 事業内容

モデル事業者は、府が業務委託するコンサルタントの協力の下、以下の取組を実施する。なお、本事業におけるコンサルタントの費用は府が負担する。

- (1) 週休3日制導入に向けた現状把握・課題分析（アンケート、面談等）
- (2) 就業規則・労使協定等の見直し支援
- (3) 導入効果の検証（アンケート・定量データ比較）
- (4) 成果報告会・府への事例発信への協力
- (5) 他事業者からの問い合わせ対応（可能な範囲で）

## 3. 実施期間

令和8年6月（選定）～令和9年3月31日まで

## 4. 募集対象および募集数

- ・ 対象事業者：大阪府内の介護保険サービス施設のうち、次のサービス種別の事業者  
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護
- ・ 対象要件：週休3日制に関心があり、職場環境の見直しを含む働き方改革に取り組む意欲のある事業者
- ・ 募集数：5事業者

## 5. 応募資格

- (1) 「事業説明会」に参加（アーカイブによる動画配信の視聴を含む）した事業者であること
- (2) 事業内容に積極的かつ主体的に取り組む意思があり、担当職員を配置できる体制があること
- (3) モデル事例として、成果を他事業者と共有することに同意できること  
(成果報告のWeb掲載、報告会参加、他事業者からの問い合わせへの対応)
- (4) 過去5年間に社会福祉法、老人福祉法又は介護保険法に基づく改善等の命令又は指定の取消し若しくは効力停止等の行政処分を受けていないこと。
- (5) 介護保険法に基づく勧告を受けた場合にあっては、期限までに改善措置を執り報告を行っていること。

## 6. 応募方法

本事業に応募する者は、所定のエントリーフォームより、応募すること。

## 7. 提出期限

令和8年6月4日（木）17時まで

## 8. 選定方法

提出されたエントリーフォームの内容に基づき、外部有識者等による選定委員会にて選定する。

なお、選定された事業者が、初回支援の開始までに辞退その他の理由により支援の実施が困難となった場合は、選定委員会における評価結果に基づき、次点の候補者を繰り上げて採択することがある。

## 9. 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合には、応募を受け付けない。また、モデル事業者として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消す。

- (1) 応募資格の各項目を満たしていない場合
- (2) 応募内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等、補助対象事業の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 前各号に定めるもののほか、応募及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

## 10. その他

- ・ 応募は、同一法人であっても、府内に複数の対象施設を有する場合は、それぞれの施設から個別に応募が可能なものとする。
- ・ 業務改善の中で新たに発生する社会保険労務士への委託料やICT機器を導入することとなった場合の費用等、当事業により発生する費用はモデル事業者の自己負担とする。なお、府等の補助事業の活用を導入することを妨げるものではない。
- ・ 応募内容は、本事業のモデル事業者の選定以外の目的に使用しない。
- ・ 提出期限を過ぎて提出された応募は無効とする。
- ・ モデル事業者の選定にあたって、必要に応じて応募施設に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

## 11. スケジュール (予定)

令和8年5月21日(木) : 募集開始

令和8年6月4日(木) : 提出締切・書面審査

令和8年6月下旬 : モデル事業者選定・通知

令和8年7月以降 : 導入支援開始 (訪問支援)

## 12. 問い合わせ先

事務局 : 株式会社 NTT データ経営研究所 担当 : 川北・澤田

メール : [osaka-tayou@nttdata-strategy.com](mailto:osaka-tayou@nttdata-strategy.com)